

NPO法人 介護・福祉サービス非営利団体 ネットワークみやぎ

vol. 71

新年のごあいさつ



NPO 法人
介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ
理事長 内館 昭子

介護・福祉ネットみやぎに結集するみなさま、お健やかに新年をお迎えのことと存じます。
会員のみなさまにとりましてよりよい年となりますようお願いしております。

2017年は、東日本大震災から7年目となります。東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センターは、「県民センターニュースレター」(50号 2017/12/16 発行)で、「災害援護資金」の返済が、生活再建の新たな重石にならないようにとの特集を組みました。「災害援護資金」は、災害救助法により救助が行われた災害等による世帯主の負傷や、住居や家財に大きな被害を受けた場合、一定所得以下の世帯の方が資金の貸付を市町村から受けられる制度です。東日本大震災で利用した被災者は、県内約2万4千人(約406億円)にのぼります。6年の返済猶予期間が過ぎ、早い方はすでに返済が求められています。県民センターでは、災害救護資金の返済に伴う被災者の不安について、被災者を袋小路に追い込まない支援、最も重要なことは、返済者が「相談しやすい体制を整える」こと、「仙台弁護士会」や「みやぎ青葉の会」が開催している相談会の取り組みを、広く被災者の方に知らせる必要性を強調しています。

2018年度は介護保険と医療保険の報酬が同時に改訂されます。介護・福祉ネットみやぎでは、介護現場の現状をふまえ、介護事業者の安定的な事業運営、処遇改善、利用者負担の抑制をもとめて、厚生労働大臣及び社会保障審議会介護給付費分科会会長宛に、「2018年度介護報酬改定への意見」を提出しました。また、「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第7期-平成30~32年度)中間案」についてパブリックコメントを提出しました。地域包括支援センターの機能強化と財源の確保、サービスを担う人材の確保、介護サービスの質の確保等、介護現場からの意見を反映した内容が中心となっています。

介護・福祉ネットみやぎは、情報の公表調査・外部評価調査・第三者評価事業の3事業の質を高めるとともに、「基本理念」の目的にそって、子どもから高齢者まで全ての人の人権が尊重されるまちづくりを、21参加団体役員みなさまと共に積極的にすすめてまいります。

本年もよろしくお願ひ申し上げます。

介護・福祉ネットみやぎの基本理念

私たちは、いつでも、だれでも安心して暮らせる社会をめざしています。私たちは知識と力を合わせ、良質な介護・福祉サービス提供と健全な事業運営のために、いっそうの研修にはげむとともに、情報を共有し、ネットワークをひろげます。もって子どもから大人まですべての人の人権が尊重されるまちづくりと、地域住民の福祉向上に資することを目的とします。

介護・福祉ネットみやぎ参加団体 宮城県生活協同組合連合会・みやぎ生活協同組合・生活協同組合あいコープみやぎ・松島医療生活協同組合・みやぎ県南医療生活協同組合・JA宮城中央会・公益財団法人宮城厚生協会・宮城県高齢者生活協同組合・社会福祉法人仙台ビーナス会・社会福祉法人こーぷ福祉会・社会福祉法人宮城厚生福祉会・特定非営利活動法人ゆうあんどあい・特定非営利活動法人WACまごころサービスみやぎ・特定非営利活動法人ひまわり・特定非営利活動法人ほっとあい・特定非営利活動法人グループゆう・宮城県民主医療機関連合会・宮城県労働者福祉協議会・宮城県民医連事業協同組合・社会福祉法人みんなの輪・企業組合労協センター事業団東北事業本部

●2017 年度第 4 回実務担当者会議拡大学習会開催報告

11 月 9 日（木）14 時から 16 時まで、フォレスト仙台 2 階第 5、6 会議室において、実務担当者会議拡大学習会を開催し、実務担当者、理事、調査員、関係団体、合計 64 人が参加しました。

厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会では、2018 年度介護報酬改定に向けた議論が進められています。今回の学習会は、講師に日本生活協同組合連合会福祉事業推進部山際淳部長をお迎えし「2018 年度介護保険報酬改定をどう乗り切るか」と題して、次期介護報酬改定の議論のポイントや方向性について解説していただきました。

初めに、2018 年度の社会保障費の現状についてお話しいただきました。政府は 2018 年度予算の社会保障費の自然増分を 6,300 億円と見込んだ概算要求基準を認めました。高齢化に伴う自然増分を年 5,000 億円程度に抑える改革方針があるため、1,300 億円をどこで削減するのか議論され、診療報酬のうち薬価（薬や医療材料などの価格）を引き下げ、削減分を補う予定である。一方、介護の予算枠はまだ、決定していないが、前回のような大幅なマイナス改定にはならない見通しであるとして説明いただきました。

次に、2018 年度介護報酬改定に向けた議論の基本的視点は、地域包括ケアシステムの実現に向け、①地域包括ケアシステムを各地域の実情に応じて施策を講じていくこと、②介護サービスでは、高齢者の自立支援と重度化防止に資するものであることを重点に、見直しを実施するとしています。具体的には、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」、「多様な人材の確保」、「介護サービスの適正化・重度化を通じた制度の安定化・持続可能性の確保」などを基本的視点として検討が行われています。しかし、その中身は、更なる社会保障サービスの削減と利用者負担を一層強める制度見直し議論となっていると解説いただきました。

最後に、2018 年度介護報酬改定にあたって、介護現場の現状をふまえ、介護事業者の安定的な事業運営や処遇改善、利用者にとって必要なサービスが安心して受けられる事業施策を要求していく運動が必要であると訴えられました。

学習会を通し、国の動向や介護報酬改定について学び、これからの課題などを考える機会となりました。



講師の日本生活協同組合連合会
福祉事業推進部山際淳部長



多くの参加がありました



学習会の様子

●2017年度総会第3回理事会開催報告

12月19日(火)14時から、フォレスト仙台5階501会議室において、第3回理事会を理事10人と監事2人の出席で開催しました。協議事項として1.2017年度理事・監事研修について、2.「2018年度介護報酬改定への意見書」について、3.宮城県「第7期みやぎ高齢者元気プラン中間案」への意見について、4.「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30~32年度)中間案」への意見提出について協議しました。報告事項は、1.2017年度総会第2回理事会議事録、2.「介護福祉施策の充実を求める国への意見書提出に関する陳情書」について、3.実務担当者会議、4.「情報の公表」調査事業、5.地域密着型サービス外部評価事業、6.福祉サービス第三者評価事業、7.宮城県介護人材を育む取組宣言運営業務、8.介護保険制度政策立案チーム、9.各種協議会・交流会について報告し、確認されました。

●「介護福祉施策の充実を求める国への意見書提出に関する陳情書」を宮城県議会および県内35市町村議会議会に提出

介護・福祉ネットみやぎは、11月17日(金)付で、国に対して介護福祉施策の充実を求める意見書を提出するよう、宮城県議会及び県内35市町村議会に、「介護福祉施策の充実を求める国への意見書提出に関する陳情書」を提出しました。また、宮城県議会5会派(自由民主党・県民会議、みやぎ県民の声、公明党県議団、日本共産党宮城県議員団、社民党県議団)を訪問し、各会派政務調査会長もしくは会長の他、保健福祉委員長、政務調査会座長に意見書提出の要請を行いました。

2018年は3年に1度の介護保険制度・介護報酬の改定年度であり、更に診療報酬も6年に1度の同時改定の年度にあたります。国はこの改定にあたり、地域包括ケアシステムの構築や地域医療構想の実現等の観点から、在宅医療・介護の連携強化といった分野横断的な課題について、一体的な対応を図ることを重要と見据え、効率的な医療・介護提供体制の構築を目指すこととしています。

厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会では、介護報酬改定に向けた基本的視点について「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」、「多様な人材の確保」、「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」などの検討を行っています。しかし、内容は更なる社会保障サービスの削減と負担増を一層強める制度の見直し議論となっています。

こうした国の社会保障制度の施策検討に対し、全国知事会、全国市長会、全国町村会では決議等を提出し、社会保障の充実に向けた提案・要望を行っています。

介護・福祉ネットみやぎは、「いつでも、どこでも、だれでも、安心して生活する」ために必要なサービスが提供される制度の充実を目指して活動しています。老いや、それに伴う病気や障害があっても、人間らしく生活が維持できるようにするのは社会全体の役割です。それが社会保障の基本理念であり、国民の生存権を保障する憲法25条の精神です。すべての要介護者が個人として尊重され、安心して生活がおくれる介護福祉施策充実のため、4点の意見を国に提出するよう要望しました。

12月14日(木)第362回宮城県議会において、要請した内容の一部を含む「介護福祉施策の充実を求める意見書」が可決され、意見書が提出されました。

【本文抜粋】

〈要請項目〉

- 1、介護従事者の処遇・労働環境の改善を進め、介護事業の健全な運営が成り立つよう基本報酬の底上げを図ること。
- 2、介護保険料の引き上げを抑制するため、介護保険制度における国の負担割合を引き上げること。
- 3、介護サービスの利用料を抑制し、サービスの必要な人が、安心して介護サービスを受けられる制度改定を行うこと。
- 4、国会および政府は、社会保障充実のため、国のあらゆる無駄な歳出を見直し、安定的な財源を確保すること。

詳しくは介護・福祉ネットみやぎホームページ、情報紙 No.71 に後掲しておりますので、ご確認ください。

<http://www.kaigonet-miyagi.jp/newspaper.html>

●2017 年度第 2 回調査員合同研修報告

11 月 16 日（木）10 時 30 分から 15 時 30 分まで、フォレスト仙台 4 階 4A 会議室において、情報の公表・地域密着型サービス外部評価の調査員 44 人の参加で開催しました。

初めに、宮城県総務部消防課予防班 課長補佐八巻寿郎さんを講師に迎え、「グループホームなど小規模社会福祉施設の防災安全対策（消防法令の基準）」と題してお話いただきました。「社会福祉施設等に係る消防法令の改正」、「避難行動の基本とガイドライン」、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成」、「平成 28 年台風第 10 号を踏まえたガイドラインの改定」、「水防法の改正と河川情報の取得」などについて資料を基に、わかりやすく具体的にご教示いただきました。併せて、宮城県防災砂防課の HP（宮城県砂防総合情報システム M I D S K I）を紹介いただき、天候による土砂災害の恐れのある場所の確認や、大雨時の情報収集などに活用できることが分かりました。また、地震や大雪などの天候の際の交通機関情報も宮城県の HP に掲載していることなど、これからの訪問調査において役立つ情報でした。



講師の宮城県総務部消防課予防班
課長補佐八巻寿郎さん

次に、当法人入間田範子副理事長が「介護サービス情報の公表」と「地域密着型サービス外部評価」の訪問調査において、留意すべき事項などについて説明し、再確認しました。

最後に、認知症看護認定看護師（公益財団法人宮城厚生協会長町病院勤務）の内海史子さんを講師に迎え、「認知症の症状と対応方法」と題して具体的な対応事例についてご教示いただきました。

まず、認定看護師制度とは、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践のできる認定看護師を社会に送り出すことにより、看護現場における看護ケアの広がりや質の向上をはかることを目的としています。認定看護師の役割は、個人、家族及び集団に対して熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践すること、看護実践を通して看護職に対し指導を行うこと、看護職に対し教育・相談を行うことです。内海さんは長町病院に勤務し、認知症看護委員会や病棟認知症チームを設置し、有料老人ホームや外来の利用者の相談に応じており、認知症のチーム医療を行っています。現在、宮城県には認知症看護認定看護師が 12 人おり、公益財団法人宮城厚生協会では坂病院にも配置しているそうです。



講師の認知症看護認定看護師（公益財団法人
宮城厚生協会長町病院勤務）の内海史子さん

認知症とは、脳の『神経細胞ネットワークの崩壊』によって日常生活に支障をきたしてしまう生活障害であると定義されています。認知症の人がその人らしく輝いて暮らしていけるように支援するには、その人の欲求を探り、心の奥を読み取る感性や気づきが大事です。認知症の人は十人十色であり、その人の解釈の仕方はスタッフの経験や知識、看護観、介護観、価値観によって異なります。それぞれのスタッフの気づきや解釈したことをチームとして共有し、統一したケアを提供することが重要であるにご説明いただきました。認知症の種類や進行度によって症状が様々であり、進行度によるコミュニケーション方法とケアのポイントや、薬物療法などについて学び、認知症の人のケアの難しさを改めて感じました。

講話の結びに「認知症の人のケアは難しいからこそ、ケアの醍醐味も感じられるはずです。」と話されました。

(様式1)

2017年11月17日

宮城県議会議長 中島 源陽 殿

介護福祉施策の充実を求める国への意見書提出に関する陳情書

1 陳情の要旨

国に対して以下の介護福祉施策の充実を求める意見書を提出すること

- (1) 介護従事者の処遇・労働環境の改善を進め、介護事業の健全な運営が成り立つよう基本報酬の底上げを図ること。
- (2) 介護保険料の引き上げを抑制するため、介護保険制度における国の負担割合を引き上げること。
- (3) 介護サービスの利用料を抑制し、サービスの必要な人が、安心して介護サービスを受けられる制度改定を行うこと。
- (4) 国会および政府は、社会保障充実のため、国のあらゆる無駄な歳出を見直し、安定的な財源を確保すること。

2 陳情の理由

国の一連の社会保障制度改革では、高齢化の進展による社会保障費の増大を理由に、公的給付の抑制と国民の負担増を進めてきました。さらに、政府は社会保障のサービス削減と負担増を一層強める制度見直し議論を始めています。

2015 年度からの介護保険制度改定では、介護保険料が上がり、一部の利用者は介護サービス利用料の自己負担がアップしました。利用者は、今まで利用出来ていたサービスを制限せざるを得ないなど、要介護者とその家族の方々から将来への不安の声も出ています。また、2015 年度介護報酬改定は、過去最大規模、4.48%もの引下げが行われたことにより、介護事業者はますます厳しい環境におかれています。

このような中、介護現場では、介護人材の不足や厳しい事業運営を抱えながら、利用者の介護を支えています。利用者やその家族にとっても大きな打撃となり、今後のサービス利用への不安や介護事業所の事業運営継続が危惧されます。

このような状況にも関わらず、2018 年介護保険制度改定では、さらに厳しい給付抑制・負担増が提案されます。これに関して、全国知事会では、「福祉人材確保のための特別決議」、全国市長会は、「持続可能で安定的な社会保障制度の構築に関する決議」、全国町村会では、「平成 30 年度政府予算編成及び施策に関する要望」等を掲げ、介護福祉施策の充実を求めています。

老いや、それに伴う病気や障害があっても人間らしく生活が維持できるようにするのは社会全体の役割です。それが社会保障の基本理念であり、国民の生存権を保障する憲法 25 条の精神です。すべての要介護者が個人として尊重され、安心して生活がおくれる介護福祉施策充実のため、以下の 4 点の意見を国に提出していただけるよう要望します。

- (1) 介護従事者の処遇・労働環境の改善を進め、介護事業の健全な運営が成り立つよう基本報酬の底上げを図ること。

2015年度介護報酬改定では、過去最大のマイナス改定が実施されました。基本報酬の引き下げが介護事業所の経営を直撃しました。民間団体の直近の調査では、2017年1～9月の医療、介護事業の倒産は、介護保険法が施行された2000年以降最多ペースで推移し、このまま進めば、過去の最多件数を更新する可能性が高くなっています。ここ数年の倒産増勢が目立つ「老人福祉・介護事業」は、2年連続で年間100件を超える見込みで、高止まりで推移している状況です。また、報酬引き下げにより、介護従事者の労働環境の改善や処遇改善が十分に進まず、深刻な人材不足を招いています。介護分野における人材不足が社会問題となっている今、介護従事者の人材確保施策を図るためには国の責任による賃金及び処遇の引き上げ対策が急務です。このままでは、地域の介護基盤が崩壊してしまいます。

- (2) 介護保険料の引き上げを抑制するため、介護保険制度における国の負担割合を引き上げること。

介護保険料は制度がスタートした2000年時点に比べ、2017年では1.9倍になっています。これが、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、制度スタート時の3倍超えになると試算されています。並行して、サービス削減の議論も進められており、多くの人が必要な介護サービスを受けられない事態になりかねません。これでは、国民は「利用できなくなる介護保険制度に」、「高くなる保険を支払い続ける」こととなります。

- (3) 介護サービスの利用料を抑制し、サービスの必要な人が、安心して介護サービスを受けられる制度改定を行うこと。

2017年5月に成立した「介護保険法等一部改定」により、2018年介護保険制度改定では、一部の利用者は介護サービス利用料の自己負担割合が引き上げられます。介護サービス自己負担割合引き上げは2015年に行われたばかりであり、厚生労働省は負担の引き上げが要介護者やその家族にどのような影響を及ぼしているか十分な検証をおこなっていません。

「応能負担に名を借りた要介護度別の負担率変更」、「訪問介護サービスにおける生活援助と身体介護の切り離し」、「認定申請における要支援1・2外し」など、地域や要介護者の実態を無視した制度改定ではなく、「いつでも、どこでも、だれでも、安心して生活する」ために必要な介護サービスが提供される制度の充実を目指してください。

- (4) 国会および政府は、社会保障充実のため、国のあらゆる無駄な歳出を見直し、安定的な財源を確保すること。

国は社会保障制度改革において、「国の責任による生活・生存保障」の理念を捨て、「国民相互の助け合い」に方針転換させています。そのため、国の制度では対応できないニーズを地方単独事業と組み合わせて社会保障を維持しているのが現状です。社会保障の充実を推進し、持続可能な社会保障制度を構築するため、国・地方の社会保障サービスに係る財政需要に応える消費増税のみに頼らない財源を確保して下さい。

以上のとおり陳情いたします。

陳情者

住所 〒981-0933

仙台市青葉区柏木一丁目2番45号 フォレスト仙台

団体名 特定非営利活動法人 介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ

氏名 理事長 内館 昭子



電話番号 022-276-5202